

古地誌としての常陸国風土記

星野輝男

1 はじめに

地誌は地理学の出発点であり基礎である。地誌と理論地理学が、地理学にとって車の両輪のような関係にあり、この両者が一体となったときに体系地理学は始めて本当に成立する。地誌的研究は地誌学の立場において眞の成果を挙げ得るもので、地誌学とは古今東西の地誌を比較検討して地誌の在り方を考究するところのものである。

地誌は一応現在の地誌を基盤に研究されるものであるが、現在は現在だけでは説明出来ず、現在に至るプロセスが問題とならざるを得ない。すなわち、過去の地誌の積み重ねが現在の地誌でなければならぬもので、過去と無縁の現在はあり得ない。土地に関する記述としての地誌は、記録の現存する古い時代さらにはそれ以前から存在している。ここに古地誌の大きな意味が存在し、現代地誌の考究における古地誌の果たす役割は無視されてはならず、計り知れない意義と価値を持つものと考えられる。このような観点に立って古地誌を問題にするのであるが、わが国において最も古い地誌は古風土記である。

古風土記は、我が国で最古の地誌として一般に認められている。日本書紀や古事記という歴史書に対応する地理書として、奈良時代に制作されたものなので、日本の古代国家の姿をいろいろな面でわれわれに示してくれる。日本書紀や古事記が中央での歴史の書であるのに対して、古風土記は地方における地方の記録であるという点において貴重な価値を持っている。

しかし残念乍ら、5風土記といわれるよう一部の国々のものしか残存せず、それもほぼ完全な出雲国風土記を除いては欠脱や省略が多く、あとは逸文

といわれる諸国の中のものが断片としてしか現存していない。伝存する古風土記の60%を占めているのが5風土記で、逸文は全部合わせても40%でしかなく、そのうえ果たして古風土記の一部であるかどうか疑がわしいものも含まれている。いずれにしても古風土記は、和銅6年(713)の官命に従って諸国の国司より報告書という形で撰進されたものである。5風土記とは、常陸・播磨・出雲・肥前・豊後の5ヶ国の中であるが、それぞれ東海道・山陽道・山陰道・西海道の4地方におけるもので、偶然のことと思われるがこれは古代日本の全体像を窺うのに具合がよい分布となっている。

わが国古代律令国家の領域はその成立以来、統合・廃止・分離を繰り返しながら9世紀初頭の頃に66ヶ国となった。そしてそれが畿内と七道に大きく分けられ、畿内を中心として東海道・東山道・北陸道・山陰道・山陽道・南海道そして西海道という領域構造をなしていた。常陸国は、その東海道の東端に位置し、日本の古代国家における東方経略の最前線であり拠点をなす地域でもあった。

畿内の5ヶ国は律令政府の中心地域であるが、これから四方に広がる七道は「海」と「山」の概念による区分が考えられる⁽¹⁾。すなわち、東海道・南海道・西海道という海の字が付けられているものは海の地方であり、東山道・山陰道・山陽道それに「山」に準じる扱いが出来る北陸道とは山の地方である。かくして、古代日本は中央部を横断する線によって、北の山の国々の地方と南の海の国々の地方とに分けられる。こうした考えに従うとき、常陸国は海の国々の最東端をなす地域である。また方角からみると、畿内を中心として東海道・東山道は文字通り東の国々である。ここにおいて、この東国のはば中央の位置にあり中核的な立場を占めるのが常陸国であり、古代において畿内中心の大和政権にとって常陸国がいかに重要な位置にあったかが理解できる。

2 5風土記における常陸国風土記

ここでは常陸国風土記を取り上げるわけであるが、まず5風土記を比較しそ

の中における常陸国風土記の地位を眺めてみることとする。常陸国風土記の冒頭に「常陸国司解」とあるが、これは他の古風土記に見られないことである。解あるいは解文とは官命に対する回答書のことであるから、常陸国風土記だけではなく古風土記全部が、中央政府の命令に従って国司が責任者となって提出した報告書であることを示すものである。出雲国風土記の末尾には提出者の官位国司名が明記してあるが、他の古風土記にはそのような記載は一切無いので、古風土記の成立と性格を明らかにしている上で重要な証左を提供しているものといえよう。

和銅6年〈713〉の官命によって、諸国で国司などによる古風土記の編纂が開始されたはずであるが、提出された時期はまちまちであった。古風土記の成立時期は、出雲国風土記が末尾に天平5年〈733〉2月30日勘定と記載があって明らかであるが、他はそのような記載が無く内容その他から推定するほかはない。古風土記の成立時期を推定する根拠の1つとして、郡の下の行政単位である郷と里の呼称の違いに依る方法がある。これは出雲国風土記の総記の条に、郷の字は「靈龜元年〈715〉の式によって里を改めて郷とした」という記述があるところから判断するものである。

常陸・播磨両国の風土記は郷の字ではなく里の字を用いているから靈龜元年以前の成立すなわち和銅7年〈714〉ということになる。しかし、常陸国風土記では仔細に検討すると里の字だけではなく郷の字も多少混っているので、時代は少し下がることが考えられる。常陸国風土記に「石城郡は、今、陸奥國の堺之内にあり」とみえる。石城郡は養老2年に陸奥國より分離され、また養老5年〈720〉頃に陸奥國に再統合されたので、そのいずれかの頃に成立したことも考えられる。また常陸国風土記には駅家の記述が幾つかみられるが、そのうち国府より北にある河内・助川・藻島の駅家は、養老3年に石城國に置かれた海道十駅に継なるものなので、これらの駅もその頃設置されたと思われる。従って、常陸国風土記の成立はいずれにしても養老年間ということになる。

なお、豊後・肥前の両国風土記は、出雲国風土記に共通する面もあるとともに「日本書紀」の記事や文筆と似通った点が多くみられることより、両風土記

の成立を養老4年〈720〉に完成した「日本書紀」成立以前のものとしたり、あるいはそれ以後とみる説がある。また、両風土記には城・烽など兵要地誌的記述があるので、天平4年〈732〉に西海道節度使となつた藤原宇合の派遣以後という説もある。かくして、常陸国風土記についてもその成立時期の推定にはいろいろの説があるが、一般的には5風土記の中で古い方で播磨国風土記と並ぶかあるいは養老年間とされている。

常陸国風土記の編者・筆者についてもいろいろの説がある。総記の条・行方郡の記述に顕著である四六駢體の美文であることから、筆者は相当の学問的教養を身につけた文人であると考えられる。それで、和銅元年〈708〉常陸国司となつた阿倍泊朝臣秋麻呂や、和銅7年に常陸国司となつた石川朝臣難波麻呂や、また養考3年〈719〉から7年まで常陸国司として在任した藤原朝臣宇合、そして万葉歌人の高橋連虫麻呂などの説がある。しかし常陸国風土記の成立が前述のように養老年間であるとするならば、藤原朝臣宇合を撰述者と考えるのが妥当であろう。

常陸国風土記は卷首の総記の条と行方郡の部分だけが完全な形であるが、新治・筑波・信太・茨城・香島・那賀・久慈・多珂の諸郡には省略があり、白壁・河内の両郡については全く欠脱している。他の4風土記をみると、出雲国風土記は卷首の部分に若干の欠脱はあるもののほぼ全容を留めている。播磨国風土記は卷首と最初の明石郡と最後の赤穂郡の部分が欠脱しており、賀古郡にも欠損の部分がある。豊後国風土記と肥前国風土記は、ともに卷首と各郡首の記事は整っているが、各郡の内容は不十分である、もとから不完全なものなのか省略によるものなのか明らかではない。このように、ほぼ完全な形で残っている出雲国風土記を除いて他の4風土記はいずれも欠脱・省略があり不十分なものである。不十分なものを比較することは適當なことかどうか疑問も無いではないが、残存部分を検討することにおいても常陸国風土記の特色が窺われるので、内容の比較検討を試みる。

常陸国風土記を中心として5風土記の内容の相違と特色を眺めるに、古風土記の内容を規定する根本の基準は、諸国の風土記を撰進せよという和銅の官命

にある。すなわち「統日本紀」の元明天皇の和銅6年5月甲子の条に「畿内七道諸国郡郷著好字。其郡内所生。銀銅彩色草木禽獸魚蟲等物。具録色目。及土地沃瘠。山川原野名号所由。又古老相伝旧聞異事。載千史籍亦宣言上。」とあるところに根底がある。この要求項目を整理してみると5項目となるが、これにその他として要求外の内容事項を1つ加えて6項目とする⁽⁴⁾。

- | | | | | | |
|---------------|----------------------------------|--------------|------------------|------------------|------------|
| 1 郡郷著好字（地名表記） | 2 郡内所生。銀銅彩色草木禽獸魚蟲等物。具録色目（自然物産目録） | 3 土地沃瘠（土壤良否） | 4 山川原野名号所由（地名説話） | 5 古老相伝旧聞異事（民間伝承） | 6 要求外の内容事項 |
|---------------|----------------------------------|--------------|------------------|------------------|------------|

いまこの6項目について各国風土記がそれぞれどの程度に要求事項を満たしているかをA・B・C・Dの4段階に分けて評価し比較してみることとする。すなわち、Aは記述が精密で十二分に要求に応じているもの、Bは要求を考慮してあり記述が十分であるもの、Cは若干考慮しているが十分でないもの、Dは全く考慮していないかほとんど考慮していないもの、とする。各国風土記について、第1項目から第6項目までを、この4段階に分けて順に並べてみると次のようになる。

常陸國風土記は、1 D, 2 C, 3 C, 4 C, 5 A, 6 D, 播磨國風土記は、1 C, 2 C, 3 A, 4 A, 5 D, 6 C, 出雲國風土記は、1 A, 2 A, 3 D, 4 A, 5 C, 6 A, 豊後國風土記は、1 A, 2 B, 3 D, 4 A, 5 C, 6 A, 肥前國風土記は、1 A, 2 B, 3 D, 4 A, 5 C, 6 A, である。これらを、いま評点（Aは3, Bは2, Cは1, Dは0とする）の総計で比較してみると、常陸國風土記 5, 播磨國風土記 7, 出雲國風土記 9, 豊後國風土記 8, 肥前國風土記 8, となり常陸國風土記が一番低くなる。このように5風土記の内容を比較検討してみると、各国風土記によってかなり相違が顕著であり、和銅の官命に応えた古地誌として出雲國風土記が最も優れており、常陸國風土記が最も不十分なものであるといえる。

常陸國風土記は、第5項目の古老相伝の旧聞異事を中心としている点が他の4風土記に較べて著しく傑出しているけれども、他の項目の点では随分と劣っており不十分な内容でしかない。およそ和銅の官命に忠実であることには程遠

く、地誌とはいえないという見解も成立し得る。説話・伝承を中心とした歴史書であるという見解がみられるような内容であって、出雲国風土記が古地誌とて土地の沃瘠の項を除いては和銅の官命に極めて忠実に書かれ内容も優れているのとは、まさに好対照をなすものであるといえる。常陸国風土記は、古老相伝の旧聞異事を史籍に載せて言上せよという点において甚だ忠実で、このことは確かに巻頭にも明記されており、内容においても文章が「古老曰」で始まっている件が甚だ多いことからも察することができる。しかし、果たして古地誌といえないものなのであろうか、この点を内容について考察してみることとする。

3 古地誌としての常陸国風土記

常陸国風土記の全体についてまた詳細に取り上げることは出来ないので、内容を概観して古地誌として特徴的な記述の部分を幾つか選んで眺めてみることしたい。

(1) 常陸国の沿革

総記の条の冒頭に、「古は相模国足柄岳坂より以東の国々を総べて我姫國(東の國)^{アヅマ}といつて常陸國はまだ無かった。難波長柄豊前大宮臨軒天皇(孝徳天皇)の世にこの東の國を総括統治するようになり八つの國となつたが、その1つが常陸國である」とある。これは日本書紀の孝徳紀大化2年の条に、東方の八道とあるのと同じく、足柄以東の相模・武藏・上総・下総・上毛野・下毛野・常陸・陸奥の8ヶ国をいうわけで、当時の東国と常陸國の形成を示している。

(2) 常陸国の国号の由来

やはり総記の条に、常陸と名付けられたのは、まず「往来の道路、江海の津濟を隔てず、郡郷の境堺、山河の峰谷に相続ければ、近く通う義を取りて、名称と為せり」とあり、直道^{ヒタミヂ}の意味から来ているとしている。すなわち、この国は江海があつて船を必要とするところではなく、陸路だけで交通ができるので、ヒチミチ→ヒタチとなったとしている。そしてまた一説では、「倭武天皇

が東国征伐で新治郡を通ったとき、国造の祖の比奈良珠命に命じて新たに井戸を掘らせたところ、淨く澄んだ泉水が流れ出した。それで乗り物を止め、その水を汲み手を洗ったところ、衣の袖を漬したというところから衣袖漬國として國名とした」とある。すなわち、袖を漬した漬国からヒタシ→ヒタチの國名となったとしている。この説話はまた新治郡の由来としても述べられており、比奈良珠命が新たに井戸を掘る（治る）ことより、新しく治るすなわち新治となつたとされている。

(3) 国土の概況

四六駢驥体の美文で知られる総記の条の後半の部分に見られるのであるが、その国土の描写は圧巻であり名調子の漢文で表現されている。文字の関係で原文を引用できないのは遺憾であるが、大意は次のようである。「常陸國の境域は広大で土地は姪々と続いている。土壤は肥沃であって稔りは豊穰である。開発すれば海山の利を得ることが出来て、人々の生活は豊かであり家々は繁栄している。男女が耕作に従事し養蚕に励み生産に努力すれば、やがて富裕となり貧困などはあり得ない。山あり海あり野あり原あり水陸における物産の宝庫であって、山海の珍味に溢れるところであるので、昔の人が常世の国といったのは間違いなくこの土地であろう。ただ、水田は上田が少なく中田が多いので、たまたま長雨の年に遭遇すると稲穂が十分実らない状態が見られるが、天候の具合が良く陽光に恵まれると五穀豊穰の歓喜に浸ることが出来る」と述べられている。これでは土地の概況の描写にはならないで、郷土の礼讃の記述そのものである。原文の名調子を汲み取ることは出来ないが、常陸国を楽土として常世の国（遠隔にある憧れの国）と称えているのである。東海道の奥の奥、陸奥の手前、海陸の彼方の涯に存在する常陸國が、大和人に常世の国と考えられる程、大和政権の支配が及びそれが確立していたことを暗示していると、解釈すべきであろう。

(4) 茨城の地名伝承

今日、県名となっている茨城の地名伝承が茨城郡の冒頭にみられるが、大意は次の如くである。「昔、国巢〔俗人の語に都知久母（土蜘蛛・土雲）また夜都

賀波岐（八束脛）という]の山の佐伯・野の佐伯というのがいて、その悉くの者が窟を掘っていつも穴に住んでおり、他人がやって来ると窟に入って隠れ、立ち去るとまた地面に出て来て活動する。狼のような性質で^{フクロウ}梟^{イワキ}のような心情を持っている。様子を窺っては掠め盗んで、他人と仲良くしようとする気が無くますます土地の人と疎遠になっていた。ある時、大臣の一族である黒坂命が、彼等の外に出て活動している時を見計らって、茨蘿でもって穴の中を塞いでしまい、騎馬兵を用いて外にいる彼等を急襲し追いかけた。佐伯達はいつものように逃げて穴に戻ろうとしたが、悉くの者が茨蘿に引っ掛かり突き刺さって怪我をし傷を負け、とうとう病になり死んでしまった。それで茨蘿をとって地名としたのが茨城である。」と記述されている。これは茨城という地名の由來した伝承についてのものであるが、それは同時にこの地方に先住していた土着異族を大和人が征服していった過程が物語られているのである。國兼あるいは土蜘蛛また八束脗などといわれた生活様式を全く異にした土着民、おそらくは山間狩獵民かと思われるが、大和政権の東国経略において討伐されていった状況が象徴されていると考えるべきであろう。

(5) 山川原野の自然地名

古風土記の作成された奈良朝初期の頃は、王公諸臣達による山川原野の大規模占有が進行していた時期であり、山川原野の地名の由来を明らかにする必要があった。かくして古風土記にとって地名の所由は重要な要求事項であった。いま常陸国風土記について自然地名を取り上げて眺めてみることとする。

「新治郡」 葦穂山（のちの足尾山） 「筑波郡」 筑波岳（筑波命の名より由来し、駿河国の福慈岳と対比されている。遠近の男女が山上に会合し歌を謡い踊を踊って遊楽した。） 騰波江（郡境をなし、南は毛野河である。） 「信太郡」 乗濱（倭武天皇の巡幸で濱浦に多く海苔^{ノリ}が乾してあったので能理波麻^{ハマ}といった。） 「茨城郡」 信筑の川（源は筑波山） 高濱の海 桑原岳（倭武天皇が丘の上に登られた。） 「行方郡」 現原岡（倭武命が高い岡から降りられた。） 大益河（現原岡の麓にある） 無梶河（倭武命が舟に乗られたとき棹梶^{カタシメ}が折れた。） 鴨野（倭武天皇が鴨を射落された地） 行方海（郡の名と同じ、倭武天

皇が現原岡より四方を望見されたときこの地方の山海谷の景色がよいので行細ナスカタといふべきだといわれた。) 鯨岡(昔、鯨が這い上って来て臥したところである。) 栗家池(その栗が大きいので池の名とした。) 宇流波斯の小野(倭武天皇が國栖の寸津比売や姉妹をよろこんで惠慈イツクシまれた。) 波都武の野(倭武天皇がこの地で弓弭ハズを修理された。) 「香島郡」 沼尾池 高松濱 若松濱(鐵を産し、劍を造る。) 安是湖(沙鐵を産し、劍を造る。) 童子女の松原(年少い童子女の那賀寒田郎子と海上安是之娘子とがかがひの会で逢った。) 角折濱(昔、大蛇がいて東の海に行こうとし濱に穴を掘ったところ角が折れた。) 「那賀郡」 大櫛岡(昔、巨人が蛤を採って食べたその貝殻が積もって岡となつた。) 哺時臥の山(努賀比売というのが山の神と夫婦になって蛇の子を産んだが、闇になると臥して母となった。) 栗河 「久慈郡」 谷会山 久慈河(小丘の形が鯨に似てるので久慈と名付けた。) 玉川(火を鑽るのに具合よい円い石が川にある。) 賀比礼の高峰(天神の立速日男命が登られた。) 薩都河(菟上命が土雲という國栖を誅滅した時に福なるかもといわれたので佐都と名付けた。) 助川(国司久米大夫の時に川で鮭サケを取ったので名付けた。) 「多珂郡」 佛濱(国司川原宿彌黒麻呂の時、大海の邊の石壁に觀世音菩薩の像を彫造したのでいう。) 藻島(倭武天皇が舟に乗り磯を見たら種々の海藻が茂っていた。)

(6) 夜刀神の説話

行方郡の条に、よく知られた夜刀神の説話がみられる。地名説話とも取れるが象徴的意味が大きいのでここで取り上げる。「繼體天皇の世に、箭括氏麻多智ヤハズマタチという人が郡より西の谷の葦原を点検して開墾し新しく田を開いた。この時、夜刀神が群衆となって皆一諸に襲来し何彼と妨害し田を開くことが出来ないようにした。〔俗に、蛇のことを夜刀神という。その形は、身体が蛇であって頭に角がある。ほとんど災難を免れることは難しく、たまたま見る人があると、家門を滅ぼし子孫を絶やしてしまう。大体において郡の端の野原に甚だ多く棲んでいる。〕そこで麻多智は、大変に怒りを発し、鎧と甲に身を固め自ら鉾を執って、打ち殺し駆逐した。そして山の裾に来て標の杭を堺の堀に立て、夜刀

神に告げて云った。ここから上は神の土地とすることを許そう、ここから下は人の田とすべきである。今から以降、自分は神の奉仕者となつて永遠に敬い祭るようにならう。願わくは祟ること無く恨むこと無いようにと云つて、初めて神社を設けて祭つた。その上でまた耕田を十町余り開発して、麻多智の子孫が代々受け継いで神の祭をして後々に至るまで絶やさないでいた。その後、孝徳天皇の世になって壬生連麻呂ミ ブムラジがその谷を占領して初めて池の堤を築かした。すると夜刀神が池の辺の椎の樹に登り集まつて時が経つても立ち去らなかつた。そこで麻呂は大声を挙げて云つた、この池を修築したのは人々が生活していくのに必要なのである。何の神か何処の神か知らないが、どうして風化オモムケ（王化）に従わないのであるかと云つて、すぐに役エグチにある人々に告げた。目に見える雜多な物や魚虫の類は、遠慮し恐れること無く悉皆打ち殺せ。と云つ終わるとその時、怪しい蛇が逃げ隠れてしまつた。それで今その池は椎井と名付けられている。池の前に椎の株がある、清泉の湧き出る所なので井の名をとつて池の名とした。それは香島に向かう駅路である。」これは椎井の地名の由来を述べている地名説話の形をとつてゐるが、当時の民間伝承を集約したもので象徴的意味を持つ記述である。すなわち、原野開発に際しての人間と自然神との戦いを示し、また末開発の土着先住民に対しての中央系の先進的な文化民が征服と開発と平和的共存を計つていく過程などが象徴されている。

(7) 巡幸説話と神々

古風土記で目立つのは、地名が天皇巡幸説話との関連でつけられたもの多いことである。出雲国風土記には神々の巡回説話はあっても、天皇巡幸説話は皆無である。ところが常陸國風土記など4風土記では、天皇巡幸説話が地名説話と関連して高い割合を占めている。常陸國風土記では天皇と皇后の名が出てくる頻度が極めて高く、それも特定の天皇と本来の天皇ではない神功皇后と倭武命が天皇として扱われ多く登場してくる。これらの天皇の大部分が、常陸國に遠征を行つたか、もしくは政治上に重要な意味を持つ時代の天皇として出てくる。天皇と皇后の登場する回数は延べ38回に達しているが、1番多いのが倭武天皇で10回に達し、孝徳天皇が8回、崇神天皇が5回で多い方である。

「日本書紀」「古事記」に倭建命（日本武尊）とみえる倭武天皇が、蝦夷平定のため常陸国を通ったことがあるという伝承は、恐らく事実あったことであろう。しかし、倭建命が倭武天皇として天皇の扱いを受け頻出していること、また崇神天皇以降にかぎられるが、天皇が多く巡幸された如く記述してあることは、結局のところ大和と常陸国との関係を強調したものとみるべきであろう。孝徳天皇が多いということは、大化改新において律令制が早く実施されたのが大和と東国においてであったということを裏付けるものと思われる。また崇神天皇の多いことも、四道將軍の派遣や東方12道の平定ということを考えれば理解できる。大和政権の東国経略の最前線であり拠点であった常陸国の中央との関係がこのような伝承として現われたと解すべきであろう。果たして当時僻遠の地である東海道の果ての常陸国まで、実際に天皇が巡幸されたであろうか、甚だ疑問といわねばならない。

神々の登場は、比奈良珠命をはじめとして延べ32(27柱)に達しており、総記をはじめ各郡でみられる。人の登場は39であるが、これも神々と同じく常陸国のおかれた立場をよく示している。常陸国風土記に現れる神々においては、日本書紀や古事記にみられる中央の神話と関係ある神は普都大神（香取の神）だけであって、あとは地方神話としての神である。この辺にも、中央の大和と僻遠東国の方である常陸の関係が窺える。

(8) その他の地誌的事項

それぞれ群述したいが際限が無いので、以下簡単に列記する。

植物については、椎・栗・竹・榎・楓・椿・柞・橘・櫟・榧・麦門冷・薜蔓などがみられ、さらに箭・茅・柴・紫艸・蓮根・藻などもある。動物については、猪・猴・狼・鹿・馬などがみられ、水産物については、鰐・鯉・年魚などと海松・白貝・津白貝・蛤・辛螺そして石決明・雲丹・鮫魚などがみられる。

産物については、塩や鉄そして劍の製造、また優れた碁子の生産、鏡や青紺の記述がみられる。機織についても、久慈郡の静織里におけるものと、同じく太田郷の長幡部についての記述がある。

驛家については、信太郡の榎浦の津、行方郡の曾尼の驛、同じく板來の驛、

那賀郡の栗河の驛（河内）、久慈郡の助川の驛家、多珂郡の藻島の驛家、の 6ヶ所に記述がみられ、当時における交通路の一端を窺い察することができる。

自然地名で触れたが、多珂郡の佛濱における海岸の石壁に觀世音菩薩の像を彫ったという記述は、当時すでに仏教が東国のかつてである常陸國に根を下ろしていたことを示す。

香島郡の白鳥里の条に、いわゆる白鳥伝説が述べられていることも興味深い。これは羽衣伝説と同じ性格のもので、異民族同化の過程を象徴しているのであるが、わが国において各地に古来数多く存在しており、世界における白鳥伝説に通じるものである。

4 おわりに

以上、常陸國風土記について、古地誌としての意義、5風土記と対比した位置づけ、および常陸國風土記の地誌的な内容概観の検討、などをいささか試みてきた。これから、本来ならば既述の基盤に立って常陸國風土記の特色と意義について論述を展開したいと思っていたのであるが、与えられた紙数が尽きようとしているので簡潔にまとめをしたい。

(1) 常陸國風土記は優れた美文の六朝風漢文体であるため文学での対象として優先されたり、また前述第5項の「古老相伝旧聞異事載千史籍言上」において極めて忠実であるがため史籍すなわち歴史書であるとみなされてきた。しかし、その内容を詳細に検討すればするほど、やはり古風土記の1つとして立派な古地誌であることは明らかである。当然といえばそれまでであるが、古風土記は歴史書である「日本書紀」や「古事記」に対応する地理書として和銅の官命によって作成された地誌なのである。

(2) わが国の古代についてとくに東国に関する資料は十分でないが、5風土記の中で唯一の東国に関するものであり、それも東海道の東の涯・陸奥の手前という前線拠点であり中核的な位置にある常陸國についてのものであるだけに、常陸國風土記の持つ意義と役割は大きなものがあると思われる。

(3) 常陸国風土記は古風土記として必ずしも和銅の官命に対し全面的に忠実であったとはい難く、地誌として5風土記の中では一番劣っている。この点において、出雲国風土記と対照的な面を多く持っている。しかし、仔細に検討してみると既述したように地誌的内容もかなり含まれており、わが国古代の地理を解明する上で有効な資料となり得るものである。

(4) 地名伝承が多く内容の大半を占めていることは、常陸国風土記に限ったことでは無く古風土記に共通する事柄ではあるが、古代において地名というものの持つ意味の重大を感じる。それは、それぞれの土地についての認識を示す尺度であり、また地域の開発の程度を表わす道標でもあった。

(5) 夜刀神の説話に代表されるこの種の伝承は大きな象徴的意味を持っている。国巣・土蜘蛛・八束脛などいろいろの名で現れてくるが、要するに中央系の文化民と地方の土着先住民との間における征服・抗争・和解を表わすものであり、地域の開発の過程を象徴するものといえる。

(6) 天皇巡幸や神々についての説話は、やはり律令国家の中央である大和と東国の涯である常陸国との関係を示している。内容そのものが事実でも問題でも無く、中央と地方の力関係を象徴しているものと受け止めるべきであろう。

注

- (1) 片平博文：古代日本における地域区分の成立とその認識「地誌学を考える」古今書院
1986
- (2) 水野 祐：入門・古風土記（上） 雄山閣 1987

参考文献

- 栗田 寛：標註古風土記 大日本図書 明治32
：古風土記逸文考証 大日本図書 明治36
：纂訂古風土記逸文 大日本図書 明治31
- 与謝野 寛・正宗 敦夫他：古風土記集 日本古典全集 大正15
- 島根県皇典講究分所：出雲風土記 同所 明治44
- 後藤蔵四郎：出雲風土記考証 大岡山書店 大正15
- 松岡 静雄：播磨風土記物語 刀江書院 昭和2
：常陸風土記物語 刀江書院 昭和3

- 栗田 寛・後藤蔵四郎：標註古風土記 出雲 大岡山書店 昭和6
- 後藤蔵四郎：肥前 豊後 風土記考証 大岡山書店 昭和8
- 宝殿 虎男：常陸風土記の研究 立命館出版 昭和12
- 井上 通泰：肥前風土記新考 巧入社 昭和9
 　　：豊後風土記新考 巧入社 昭和10
 　　：西海道風土記逸文考証 巧入社 昭和10
 　　：上代歴史地理新考 南海 山陽 山陰 北陸 三省堂 昭和18
 　　：上代歴史地理新考 東山道 三省堂 昭和18
- 肥後 和男：風土記抄 弘文堂書房 昭和17
- 植木直一郎：風土記集 大日本文庫地誌編 春陽堂 昭和10
- 正宗 敦夫：改訂増補採輯諸国風土記 日本古典全集 昭和3
- 武田 祐吉：風土記 岩波文庫 岩波書店 昭和12
- 秋本 吉郎：風土記 日本古典文学大系2 岩波書店 昭和33
- 久松 潜一：風土記 上下 日本古典全書 朝日新聞社 昭和34・35
- 吉野 裕：風土記 東洋文庫 平凡社 昭和44
- 武田 祐吉：古事記・風土記・紀記歌謡 日本古典観賞講座 角川書店 昭和32
- 直木孝次郎・岡田・西宮：日本書紀・風土記 観賞古典文学2 角川書店 昭和52
- 井上雄一郎：評註常陸國風土記新講 武蔵野書院 昭和31
- 秋本 吉郎：風土記の研究 ミネルヴァ書房 昭和38
- 上田 正昭：風土記 社会思想社 昭和50
- 松本 清張：私説古風土記 平凡社 昭和52
- 野口保市郎：常陸風土記の歴史地理学的研究 古今書院 昭和26
- 平泉 澄：出雲国風土記の研究 出雲大社御遷宮奉讚会 昭和28
- 加藤 義成：出雲国風土記参究 原書房 昭和32
 　　：風土記時代の出雲 出雲風土記研究会 昭和37
- 水野 祐：出雲風土記論考 早稲田大学古代史研究会 昭和40
- 加藤 義成：校注出雲国風土記 千鳥書房 昭和40
 　　：校本出雲国風土記 出雲国風土記研究会 昭和43
- 佐藤 四信：出雲風土記の神話 笠間書院 昭和49
- 志田 謙一：風土記の世界 教育社 昭和54